

令和7年1月1日

会員各位

ヴィムスイミングスクール  
支配人 大桃忠義

## 利用約款及び会則改訂のご案内

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、本クラブでは社会環境の変化や会員の皆様の利便性向上を目的に、利用約款及び会則の一部を改訂する運びとなりましたのでお知らせいたします。

### 【改訂概要】

#### 1. 利用約款

第1条③（入場資格）において、現在入場をお断りしている「刺青がある方」を変更し、「刺青がある方（タトゥー※ペイントシール含む）で施設内においてそれを露出する方」と変更いたします。

#### 2. 会則

第3条②（入会資格）において条件を緩和し、親権者が「刺青がある方（タトゥー※ペイントシール含む）」であっても、施設内において刺青の露出を一切行わないことに同意いただける場合、お子さまの入会を認めます。また、入会いただけない伝染病、皮膚病、精神病等の疾患者の対象を入会対象者と明確に表記を改訂いたします。

### 【改訂日】

令和7年1月20日

### 【詳細について】

改訂後の利用約款及び会則の全文は、以下にてご確認ください。

本クラブホームページ（約款：ヴィムスポーツアベニュー 入会案内・1日体験）

（会則：ヴィムキッズスクール 入会案内・1回体験）

### 【お問合せ先】

改訂に関するご質問等がございましたら、フロントまでお気軽にお問合せください。

改訂内容をご理解いただき、引き続き本クラブにご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。